

意見書

平成22年1月27日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案	意見
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等	<p>総論</p> <p>昨年11月18日に、NTT西日本から報道発表されたNTT西日本の県域等子会社であるNTT西日本-兵庫の従業員が、他事業者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していたという事案(以下「NTT西日本接続情報漏えい事案」という。)は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったのみならず、「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」を要請した「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)に基づき講じるべき措置について(要請)」に対する取組みも不十分であったことに起因するものであると考えます。</p> <p>また、当該事案は、NTT東西、さらにはNTTグループ全体において、事業者間の公正な競争環境に深刻かつ重大な影響を及ぼしかねない業務運営方法が、いまだ内在していることを改めて認識させるものです。</p> <p>つきましては、2009年度の検証結果におきましては、当該事案が現に発生したという事実を十分踏まえたものとしていただくよう、強く要望いたします。</p>
ア NTT及びNTT東西に所要の措置を要請する事項	<p>「NTT東西の県域等子会社(100%子会社)等を通じた共同営業等は脱法行為であり、県域等子会社等に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見27)について」の検証結果(案)</p> <p>[弊社意見]</p> <p>100%出資、「NTT西日本-〇〇」という社名の利用、役員兼務によって、NTT東西と県域等子会社が実質的に一体経営されており、また消費者からも混同されていることは明らかであります。</p> <p>規制が適用されない県域等子会社に関与することで、規制逃れが可能となることは、NTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨を損なうものであり、また現にNTT西日本接続情報漏えい事案が県域等子会社を介在する形で行われていることを踏まえると、役員の兼任状況を報告させるだけでは不十分と考えますので、より厳格な措置を講じるよう指導することが不可欠であります。</p>

検証結果案		意見
(3) 指定電気通信設備に係る禁止行為規制等	イ 引き続き注視する事項	<p>「(ア) NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手續に際し、フレッツ光サービスへの勧誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘(意見28)について」、「(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について」、「(コ) NTT東西の『フレッツ・テレビ』サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見53)について」の検証結果(案)</p> <p>[弊社意見]</p> <p>検証結果案にて「引き続き注視する事項」とされている本3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省殿が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省殿の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、本3件についても、十分な措置がとられていない可能性が極めて高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、本3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。</p>

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等</p>	<p>イ 引き続き注視する事項</p> <p>「(オ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見42)について」、「(ク) 活用業務認可制度によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化していることから、公正競争確保の観点から、活用業務認可制度の在り方の検証が必要等との指摘(意見49、50)について」の検証結果(案)</p> <p>[弊社意見]</p> <p>NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグループの市場シェアが高まる要因にもなっております。</p> <p>そのため、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や累次の公正競争要件の適用範囲拡大等、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても改めて検証すべきであると考えます。</p> <p>「(ケ) NTT西日本が恒常的に提供している『光ぐっと割引』は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見52)について」の検証結果(案)</p> <p>[弊社意見]</p> <p>NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した特定の府県に限って提供料金を値下げする「光ぐっと割引」は、実質的に4年以上継続して実施され、恒常的な料金メニューとなっていることから、関西圏における競争環境に影響を与え続けていると認識しております。</p> <p>そのため、現状の「光ぐっと割引」を適用した場合の料金が、競争阻害的な料金となっていないか、その適正性を十分検証いただくよう要望いたします。</p> <p>また、「光ぐっと割引」は、特定の府県に限って恒常的に提供料金を変えているという点において、利用の公平の観点に照らして不適切な料金設定であると考えます。</p> <p>従いまして、料金水準の問題とは別に、そもそもの問題として、このようなNTT西日本による不適切な料金設定自体を改めさせる必要があると考えますので、あわせて措置いただくよう要望いたします。</p>

検証結果案		意見
(3) 指定電気通信設備に係る禁止行為規制等	ウ その他の事項	<p>「NTTドコモ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者を追加すべきという指摘(意見39)について」の検証結果(案)</p> <p>[弊社意見]</p> <p>これまでの競争セーフガード制度に基づく検証において、NTTドコモやNTT東西の県域等子会社等に係る問題点や懸念が常々指摘されていることを踏まえると、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは十分でないと考えますので、NTTコミュニケーションズに加え、他のNTTグループ会社も特定関係事業者として指定すべきであります。</p> <p>特に、NTT東西の県域等子会社については、NTT西日本接続情報漏えい事案という深刻かつ重大な問題の当事者でもあることから、再発防止のためにも早急に特定関係事業者として指定を行うことが不可欠であります。</p>

以上